

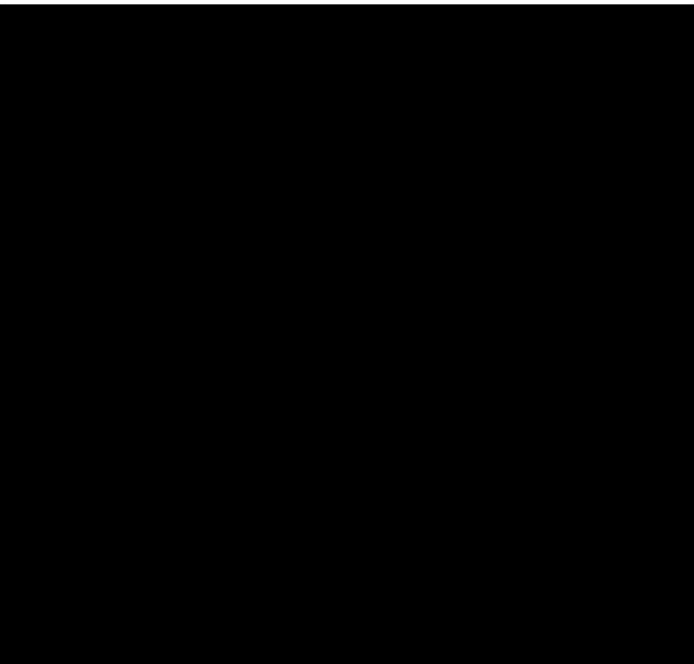
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人コミュニティネットワーク協会

団体代表者 役職・氏名

理事

分類

既存採択団体

法人番号

6010005004691

団体コード

申請団体の住所

静岡県伊豆市姫之湯565-4

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

東京都八王子市松が谷11-6

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

- 4.コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業

事業計画書

【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報

申請団体		資金分配団体		
資金分配団体	事業名（主）	団地再編×多世代共創～ 多重構造＆共助型ビジネスモデルプロジェクト～		
	事業名（副）			
	団体名	一般社団法人コミュニティネットワーク協会	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1		②ソーシャルビジネス形成支援事業		
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

－	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	④ その他
	○ (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	○ ④働くことが困難な人への支援
	○ ⑤孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	○ (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	○ ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	本事業は、全国の住宅団地で急速に進行する社会課題に対し、単一事業では収益確保が難しい現状をふまえ、複数の事業を重ねる「多重構造化」によって、持続可能な団地内のビジネスモデルを構築し、更に、暮らしに必要な生活支援・交流・福祉・就労など多面的な機能を創出するものです。本事業を推進する中で、団地住民自身が当事者となって課題解決に参画する仕組みを組み込むことで、地域における参加型・包摂的な居住環境の再生と自立的な運営が実現されます。これは、都市的地域における人間居住の管理能力の強化と、誰もが住み続けられるまちづくりの実現に寄与するものです。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的

202/200字

子どもから高齢者まで、さまざまな価値観を持つ人たちが、世代や立場を超え、お互いを尊重しながら、ともに支えあう仕組みのある「まち」づくりである「100年コミュニティ」の拠点を全国に創出することを目的に、多世代の暮らしとまちをプロデュースします。社会の歪みの影響を最も受けやすい<女性、子ども、高齢者、障がい者>の視点から、モノ中心の現代社会を見直し、伸びやかに人間らしく生きていく手段を共に考え伴走します。

拠点事業：①都市型再生：としま・まちごと福祉支援 ②地方再生：那須まちづくり広場 ③団地再生：多摩ニュータウン共生のまちづくり

II. 事業概要					国外活動の有無	—	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/10/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	対象の団地、その周辺に居住している住民					(人数)	150～300人/団地	
最終受益者	団地およびその周辺に暮らす住民のうち、社会的孤立に陥りやすい、困難を抱えながら支援にアクセスできていない高齢者、子育て世帯、障がい者、外国人など、地域の中で最も支援が届きにくい住民					(人数)	600～1,200人/団地	
事業概要	入居開始から40年以上が経過した住宅団地では、高低差のある地形や老朽化した建物、公共交通や商業機能の低下により、特に高齢者や子育て世帯、障がい者、外国人などが外出困難・孤立・生活の不便さを抱えやすくなっています。自治会や地域のつながりも弱まり、支援を届けにくい状況です。一部の団地では再生の取り組みが進むものの、依然として多くの団地で課題が複合的に進行しています。 本事業は、全国の住宅団地で急速に進行するそれら社会課題に対し、単一事業では収益確保が難しい現状をふまえ、複数の事業を重ねて多様な収益源を確保するとともに持続可能なソーシャルビジネスを形成する「多重構造化」手法での拠点づくりを推進します。その拠点では、団地内での暮らしに必要な生活支援・交流・福祉・就労・相談など多面的な機能を創出します。さらに、支援を必要とする側が支援する側にも回り何らかの対価を得ながら事業に参加画する、共助が経済価値を持つ仕組みを組み込むことで、地域内に雇用と役割が生まれ、経済的な循環と人材の定着を生み出す「暮らしの経済圏」の形成を推進します。 当協会がこれまで関わってきた団地再生事業の経験を活かし、全国の実行団体の活動①～⑦を伴走支援します。 ①多重構造化による持続可能な拠点事業基盤の構築 ②支援を必要とする側が支援する側にもまわる、共助による経済価値の仕組み化 ③時代や地域ニーズに応じて変容可能な拠点整備・運営を行い、コンテンツ開発や実践の場として活用 ④暮らしに必要な領域における、多世代・多文化が交差する仕組みづくり ⑤地域や住民への効果的な情報発信と活動の可視化 ⑥活動参加者の様子や変化の丁寧な記録・観察と、地域や住民のニーズの継続的な把握・分析 ⑦実行団体間での実践事例の共有・導入による成果の横展開と課題解決の加速化							

765/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	1240/1000字
高度経済成長期以降、都市部への急激な人口集中に対応するため、日本全国で多くの住宅団地が開発されました。同一時期に大量の住宅が供給され、同年代の世帯が入居したことが特徴です。これらの団地は、4～5階建ての集合住宅だけでなく、戸建て団地も含む多様な形態で構成されています。入居開始から40年以上が経過した団地では、居住者のニーズは多様化していますが、地形や住宅の構造、施設などのハード面や、暮らしに必要な商業施設や自治会、交通機関などの地域機能は対応しきれていません。その結果、全国共通の社会課題が一般市街地に比べて局所的かつ急激に進行し、多くの団地が暮らし続けることが困難な状況となっています。 住宅が密集している団地は、空き家化や人口構成の偏りが進み、かつて団地内で重要な役割を果たしていた自治会は弱体化しています。これに伴い、地域情報の共有や緩やかな見守り、地域行事も減少し、住民同士が繋がる機会がほとんどない団地も増加しています。既存住民と転居してきた新住民の間の交流も希薄なため、住民間の連帯感が失われています。さらに、商業が成り立ちづらく商店街は空き店舗化が進み、代わりに閉鎖的な福祉事業者が軒を連ねるケースも見られます。加えて、公共交通の減便や廃止により利便性が低下した団地は、住環境として選択されにくくなっています。 【全国の住宅団地の実態】 ・人口減少や少子高齢化の進行、世帯構成の変化に伴う入居者数の減少と空き室の増加 ・商業施設の撤退や公共交通の減便・廃止による生活利便性の急激な低下 ・自治会役員の担い手不足や活動停滞による地域コミュニティの希薄化。建て替え工事に伴うコミュニティ分断の発生 ・建物の老朽化と不便さ（エレベーター(EV)の未設置、丘陵地の高低差や階段の多さなど） ・機能の単一化（主に健康的なファミリー層が居住し、医療・介護、文化、遊びなど多様な機能が不足） 【住宅団地住民の傾向】 ・駅やバス停、商店街までの「ラストワンマイル」移動の困難に、猛暑などの気候変動が加わり外出を控える傾向。外部との接点が減り、引きこもりや孤立が増加、高齢者は介護予備群化のリスクも ・開発当時から居住している高齢者は、EVのない4～5階建ての住棟で、「階段が登れなくなったら住み替えなければならない」といった不安や危機感を抱く ・都市部駅前再開発などの立ち退きで住宅団地への住み替えを検討する高齢者世帯も多いが、バリアフリー対応の不足やケアサービスの不安が住み替えの障壁に ・公営住宅団地は民間に比べ安価で、子育て世帯や高齢者世帯の受け入れに寛容だが、未就学児の子育て世帯にはベビーカーや荷物を持ちながらのEVなしの上階生活は厳しい。外国人入居増加による近隣トラブルも課題 ・団地周辺に職場が少なく、通勤の負担と家庭との両立に疲弊する住民が多い これらの複合的な課題により、住宅団地は「住み続けたい場所」としての魅力を失い、地域全体の衰退が加速しています。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	278/200字
国土交通省の「団地再生ガイドライン」や高齢年団地再生事業を通じて、建て替えや住棟改善、地域拠点整備などのハード面の対応が進められていますが、成果が見込みやすいアクセスの良好な団地に重点が置かれる傾向があります。また、整備された地域拠点の運営はボランティアや自助的活動に依存することが多く、人的・資金的な継続性に課題を抱えています。住民交流イベントなども行われていますが、一過性で地域内の関係性の再構築には十分に至っていません。 このように、既存の取り組みは一定の成果を挙げつつも、関係性の希薄化や支援の持続可能性といった課題には依然として対応が不十分です。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	283/200字
・住宅団地内の空き室を50～70戸単位で活用し、高齢者住宅および地域包括ケアの整備とコミュニティ形成支援を2カ所で実施 ・同エリア内の商店街の空き地と医療誘致エリアの敷地を活用し、医療法人と連携した高齢者住宅および地域包括ケア整備とコミュニティ形成支援を2カ所で実施 ・築50年以上の住宅団地で、居住者のいない建物19棟のうち5棟を残し、3団体協働でフルリノベーションした多世代住宅とコミュニティ形成支援を1カ所で実施 ・建て替えによる空地や商店街の長期間空き店舗を活用し、交流拠点の整備とコミュニティ形成支援を4カ所で実施。内、2カ所で多重構造ビジネスモデル化。	
(4)休眠預金等交付金に係る資金の活用により本事業を実施する意義	241/200字
全国共通の社会課題に加え、個別の住宅団地の課題が重なり、全国の入居開始40年を超える団地で急激に問題が顕在化しています。これまで当協会単独で事業者と連携して事業化による課題への取り組みを行ってきましたが、昨年度の緊急枠での「子どもの居場所づくり」において、休眠預金等交付金を活用し、全国の実行団体を当協会がノウハウ提供と伴走支援をする形で展開が非常に効果的でした。通常枠では対象を多世代に広げ、さらに多重構造によるビジネスモデルを実践することで、迅速かつ広域な課題解決を図ります。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了から7年後（事業着手から10年後）には、全国各地の住宅団地において、住民が主体となって地域課題をビジネスで解決する「多重構造&共助型ソーシャルビジネスモデル」が複数形成・定着している状態を目指します。 ・多重構造化された事業の実装により、団地内で暮らしに必要なサービス・機能の約7割を自給可能とし、平時・災害時を問わず持続可能な地域が維持されます。 ・団地住民一人ひとりが、健康で文化的な生活を送りながら、必要な支援を受けつつ、地域内外の多様な人々となつなかりを持ち続ける共生環境が実現されています。 ・利用者が支援を受けるだけでなく、役割や小さな仕事を担う「担い手」にもなることで、共助が経済価値を持ち、地域全体の持続可能性と誇りが育まれ、住民の特技や関心を生かした小商いや地域ビジネスに発展するなど、地域内に雇用と役割が生まれることで、経済的な循環と人材の定着を生み出す「暮らしの経済圏」が団地に形成されています。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
<事業の浸透> 全国5箇所の団地およびその周辺地域において、実行団体による「開かれた地域拠点を中心とした活動」が定着し、地域住民が自然と関わりを持つ場として浸透している。 拠点を利用・参加する人数は年々増加し、対象者の年齢層や背景も広がり、多様な住民が関与する状態が生まれている。		① 開放型拠点の整備・運営状況 ② コンテンツおよび活動への参加者数（月間） ③ 参加者の属性の幅（対象層の拡大）		①拠点が既にある、もしくは新たに設置する場所がある状態。 運営体制は整備途上。 ②（拠点が既にある場合は）平均のべ30人／月程度の利用者数。 ③（拠点が既にある場合は）子ども、障がい者、高齢者、外国人などの一部層に限られている。			①拠点の運営が週5日以上に安定化し、継続的な利活用が定着。 ②平均250人／月まで増加。地域内での参加が常態化し、回遊性も生まれている。 ③多世代・多文化の参加が進み、子育て世代や現役世代も含む幅広い層が継続的に関与。
<地域で育つ担い手> 全国5箇所の団地およびその周辺地域において、実行団体の提供する多様なコンテンツや仕掛けにより、事業対象者が「関心をもつ→参加する→担う」までのプロセスを経て、主体的に行動する住民が増えている。 具体的には、外出機会の増加、他者とのつながりの形成、活動・事業への多様な形での参画への協力など、当事者としての変化が地域の中で広がっている。		① コンテンツの種類（多様化の度合い） ② 事業対象者による活動協力者数（協力行動） ③ 事業対象者の役割リストの数（関わり方の多様性、事業の担い手数の増加）		①（拠点が有る場合は）1種類以上のコンテンツを提供（例：食支援、子どもの居場所など） ②（拠点が有る場合は）平均のべ4人／月が活動の手伝いや拠点のサポートに関わっている。 ③未着手			①10種類に拡充。生活支援、就労支援、文化交流など領域も広がる。 ②平均50人／月に増加。継続的な協力が見られる。 ③20種の役割が生まれ、収益を伴う役割が2種以上あり、住民の関与の仕方が多様化している。（例：配膳・掃除等）
<団地再生の事業スキームの構築> 全国5箇所の団地およびその周辺において、実行団体は活動拠点を「コミュニティ形成の場」と同時に、「地域ニーズに応じて柔軟に進化する仕組みとコンテンツを生み出す場」として位置づけている。 各団体は、多重構造型の事業スキーム（複数の事業・収益を確保し連携させ、事業性と社会的価値を両立させる構造）を構築し、黒字化・継続化の見通しが立ちつつある。		① 多重構造の事業スキーム構築と計画策定 ② 事業の黒字化		①スキーム図案の策定（例：子ども×高齢者、外国人×障害者など） ②事業化未着手			①事業スキームと事業計画が具現化されている。事業者によっては、さらに発展した展開案が策定されている。 ②4年目以降の黒字化見通しが立つ事業計画書が整備されている。複数事業が相互に補完し合い、自走可能な状態が見えている。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
< 団地再生に取り組む仲間とのつながりの形成と相互実装の促進 > 実行団体同士が定期的に交流する機会を持ち、互いの実践や工夫を学び合いながら、他団体の成功事例やアイデアを自身の事業に取り入れ、地域課題の解決や事業推進に活かしている状態。		①実行団体間での交流・学び合いの機会数 ②他団体から得た情報を基に導入した仕掛け・実践例の数 ③実行団体同士のSNSフォローや情報発信数 ④実行団体間のオンライン連絡網・情報共有ツールの整備状況		①まだ設定されていない状態 ②まだ実践されていない状態、もしくは一部で実践されている ③まだ実行されてない状態、もしくは一部でSNSフォローがある状態 ④まだ実行されていない状態			①各実行団体が、他の実行団体の事例・ノウハウを参考にして導入した仕掛けが少なくとも「他団体数×1件」以上 ②SNSやウェブサイトで、他団体の活動をフォロー・紹介している件数：他団体数 ③実行団体間のネットワークの活用により、新たな協働（例：合同イベント、共同事業、資材・人材の融通など）が年1件以上創出されている ④定例的な実行団体ネットワーク会議（オンラインまたは対面）が年2回以上実施されている
< 法人基盤強化 > 実行団体が、法令遵守を前提とした法人運営体制を整備し、あわせて事業推進に必要な人材の育成・役割分担を行うことで、地域課題に対応する体制とチーム力が向上している状態。		①団地プロデューサー養成講座の受講者数 ②実行団体内での役割分担の明確化（例：代表・事務局・事業担当 など） ③規程類の整備、法人運営に必要な基礎的業務（会計、労務、総務等）体制状況 ④チーム内の定例会議や振り返り実施回数（組織内の対話・学びの定着）		①なし、もしくは団地プロデューサー養成講座（過年度実施）に参加したことがある ②ある程度の役割分担がなされている状態 ③規程類がある程度整備されている状態 ④団体によってはある程度実施されている状態			①毎年1名以上の参加があり、養成講座受講者がチーム内で実践を牽引し、リーダーもしくはリーダー候補となっている ②自己分析や面談等によって強み・弱みが整理され、強みを活かした役割分担が定着し、プロジェクトごとのリーダーシップが取られている ③基礎的業務の現状把握・課題抽出がされ、規程類が全て整備・運用されている。各業務の期日が遵守されている ④チーム内の定例会議や振り返り実施が可視化されている

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
< 1. 地域ニーズの把握と分析 > ・事業対象者や関係者を巻き込んだ住民参加型の活動（対話会、アンケート、見守り活動等）を通じて、地域の課題やニーズを丁寧に把握します。 ・活動を通じて得られた対象者の反応や変化を日常的に記録・観察し、地域や事業対象者のニーズの変化を見逃さずに捉える仕組みを構築します。 ・得られた情報をもとに、提供するコンテンツや支援内容の改善を行い、ニーズに即した柔軟な事業展開を図ります。	契約後～2029/ 2 月	204/200字
< 2. 地域への情報発信 > ・ウェブサイト、SNS、紙媒体（チラシ・通信・リーフレット）などを活用し、活動の意義や参加方法をわかりやすく伝えます。 ・地域内外の関係者や潜在的な対象者にも届くよう、拠点でのイベントや展示・イベント等も取り入れ、活動の「可視化」と「共感」を促進します。 ・定期的な発信により、団地内外の交流を促し、活動の理解と参加層の広がりを図ります。	契約後～2029/ 2 月	183/200字
< 3. 多世代・多文化が交差する仕掛け・仕組み化 > ・子どもから高齢者、障がいのある人や外国人住民など、多様な背景を持つ人々が自然に関わり合うような生活コンテンツ（福祉・食・防災・文化等）を企画・実施します。 ・すべてを自団体で実施するだけでなく、地域のプレイヤーや他団体との連携も活用しながら、持続的に回る仕組みとして仕掛けていきます。 ・暮らしに必要な以下の12領域を参考に、地域の特性やニーズに応じた優先テーマを選定し、仕組み化していきます。 ①福祉・健康 ②食 ③子育て ④相談・見守り・生活サービス ⑤交通・移動 ⑥働く ⑦住まい ⑧住環境 ⑨防犯・防災 ⑩コミュニティ ⑪文化（趣味・娯楽） ⑫お金	契約後～2029/ 2 月	305/200字

<4. 拠点の整備・運営> ・拠点は、単なる活動の場にとどまらず、多世代・多文化が交差する交流拠点であり、地域資源を活かした持続可能な運営の核として整備・活用されます。 ・地域の変化や社会情勢（例：感染症・災害など）にも柔軟に対応できる「変容可能な場」として、地域の知恵や工夫が循環し、実験・実践が蓄積される場となるよう運営します。	契約後～2029/ 2 月	167/200字
<5. 他実行団体との交流> ・実行団体同士で、活動の進捗や課題、成功事例を共有し合い、相互に学び合うことで、各団体の事業の質を高めます。 ・他団体の実践やスキームを参考に、自団体の活動に取り入れる「導入力」を高め、地域の課題解決を加速させます。 ・定期的な意見交換会や視察、オンラインでの情報共有などを通じて、団体間の信頼関係と学習ネットワークを構築します。	契約後～2029/ 2 月	180/200字
<6. 共助の経済価値の仕組み化> ・利用者が支援を受けるだけでなく、特技や個性を生かした「役割」を担えるようにしていきます。 ・「役割」から、支援をする側や小さな仕事を担う「担い手」へと移行するように促し、何らかの対価を得ながら事業に参加画する仕組みを構築します。 （例：ボランティア⇨軽作業⇨有償業務） ・「担い手」が増えることで、地域内で人材の定着を生み出します。	2026/4月～2029/2月	186/200字
<7. 事業の多重構造化> ・単一事業だけでの収益確保が難しい現実を踏まえ、複数の事業を重ねて持続的に回る仕組みを検討・構築します。 ・地域課題を起点に生まれた活動（例：子ども食堂、買い物支援、サロン等）を、必要に応じて収益化したり、既存事業と接続するなどして、複数の収益源を持つ「多重構造」の事業へと展開します。 ・この構造は、活動が続ける担い手の育成や、地域内外の資源の循環、財源の安定化に寄与し、団地の再生に向けた持続的な仕組みを支えます。	2027/4月～2029/2月	223/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金の支援	時期	
<1. 環境整備：事業推進支援> ・定例会議や現地訪問、オンラインによる随時相談対応等を通じて、各実行団体の事業推進における課題解決を支援します。 ・当協会がこれまでに培った団地再生の実践事例やノウハウを共有しながら、企画立案、多重構造の事業スキームの構築、資金繰りや損益管理等について助言を行い、実行団体と共に課題解決の手法を研究・開発します。 ・拠点整備や運営に必要な人材、専門家、協力団体等のネットワークを紹介するなど、ハード・ソフト両面から目標達成に向けた伴走支援を行います。	契約後～2029/ 2 月	241/200字
< 2. 環境整備：ネットワーク構築支援> ・実行団体が地域で共感者・協力者を得られるよう、地域住民やNPO、企業、行政等とのネットワーク構築に向けた助言や支援を行います。 ・ネットワークの形成を通じて、地域内での事業周知、課題の把握、人材の発掘、応援者の醸成など、事業基盤の強化の助言を行います。 ・実行団体同士の交流・学び合いの機会を設け、情報共有や共同検討を促進することで、課題解決の相乗効果を生み出します。	契約後～2029/ 2 月	205/200字
< 3. 環境整備：広報支援> ・当協会のウェブサイトや団地再生事業の公式SNS等を活用し、実行団体の活動を広く発信することで、関心を持つ地域内外の関係者への周知を図ります。 ・必要に応じて関係団体やメディア等への働きかけも行い、実行団体の取り組みを社会に発信することで、理解者や賛同者の拡大を支援します。	契約後～2029/ 2 月	151/200字
< 4. 環境整備・組織基盤強化：人材育成支援> ・実行団体の研修機会として「団地プロデューサー養成講座」を開催し、地域課題の解決に必要な知識・事例・手法を、座学と実践の両面から学ぶ場を提供します。 ・この講座は、実行団体の構成員や関係者、関心を持つ地域住民等を対象とし、地域での実行力を備えた人材の育成と、団体への共感・関与の裾野拡大を図ることを目的とします。 ・あわせて、事業推進体制の整備・強化に向けた助言も行い、必要に応じて法人代表等と協議の場を設けることで、推進体制の再構築や軌道修正を支援します。	2027年2～4月、年2027/8～10月、2028/8～10月	252/200字
< 5. 組織基盤強化：事業管理支援> ・実行団体が安定的かつ適正に事業を推進できるよう、ガバナンス（組織運営・意思決定体制）の整備に関する助言を行います。 ・あわせて、会計・労務・総務などの業務における法令遵守や体制整備についても必要な支援を行い、団体の内部管理機能の向上を図ります。	契約後～2029/ 2 月	141/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	団地再生に取り組む実行団体の存在と意義を可視化し、支援・協力の輪を広げるとともに、他地域への波及を促進します。 <実施内容> ・広報素材の制作）・メディア掲載の推進　・自社主催の「団地プロデューサー養成講座」などのイベントを通じた認知拡大と参画促進 ・関係者への情報提供 <ターゲット> ・団地再生や地域課題の解決に関心を持つ市民・住民、実行団体の関係者　・団地再生に新たに取り組みたいと考える担い手候補 ・政策決定者、自治体、議会関係者、社会福祉関係機関　・メディア関係者（地域紙、社会課題系Webメディア等）	258/200字
連携・対話戦略	・社会課題の解決を図るプロジェクトの推進により、国、自治体、民間、個人の視察を受け入れ、賛同者や参画者発掘します。 ・セミナー講師、団地プロデューサー養成講座、研究者による実行団体への評価参画など通じて、多様な関係者、JANPIA、実行団体同士の連携を深めます。 ・担当JANPIA及び実行団体も参加する交流会を企画・運営し、事業の相乗効果を図ります。	177/200字

VI.出口戦略・持続可能性について　　助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	これまでの実績及び3つのモデルプロジェクト（都市部の課題解決、団地の課題解決、地方の課題解決）の直営事業もしくは事業伴走を推進する中で、下記の拡大を視野に入れている。 ①資金を自ら調達できる環境の整備（民間企業や金融機関等の民間の資金を呼び込むための具体策） ・CSR・CSVに関心のある民間企業からの寄付や、賛同者からの会費収入の強化 ・3つのモデルプロジェクト・居場所づくり・団体伴走等を全国で展開してきた実績を活かしたコンサルの受託 ②事業、組織の自走化及び③社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みの構築 ・3つのプロジェクトの直営もしくは事業伴走を行う中で、社会課題を解決する商品開発並びに、継続性及び多世代交流を図る事業の多重構造化の導入及び発展。 ④公的施策としての制度化 ・実行団体の活動をモデル化・評価・可視化し、政策提案に転換するための支援体制を構築 ・居住支援・福祉・子育て・就労支援など分野横断型で行政施策と接続できる仕組みを整備 ・住宅要配慮者の住まい運営やフレイル予防事業として、国や自治体の補助制度の活用	471/400字
実行団体	①民間公益活動の自立した担い手の育成として ・団地プロデューサー養成講座の実施にて、課題解決する人材育成 ・「支援される側→担い手へ」の移行を意識した人材育成（受益者自身が地域活動や小さな仕事を担えるよう、段階的な関与機会（例：ボランティア→軽作業→有償業務）を設計） ・ピア・ラーニングや実行団体間交流の促進（自分たちの経験を相互に学び合う仕組みを整備し、支援に依存しない学習文化を醸成） ③事業、組織の自走化、④社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みの構築 ・事業の多重構造化を実行段階で設計し伴走支援（収益×非収益、活動×サービス提供を組み合わせた持続モデルの設計） ・支援対象者自身が参加者・担い手として関与する循環型構造の定着（地域内で「助け手」と「受け手」が流動的に入れ替わる関係性づくり） ・地域通貨や地産地消型の内部経済圏の試行・導入支援（経済的自立と共助の可視化・価値化を両立させる仕組み）	409/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	235/800字
①2023年6月より多世代交流拠点内の出店事業者に対し、事業継続支援として、年間最大120万円までの助成を実施。支援した団体は、現在、事業を継続している。 ②2023年度緊急枠にて資金分配団体として助成事業を~2025年3月まで実施。 全国の団地再生に取り組み実行団体6団体を採択し、「子どもの居場所づくりを中心とした団地再生事業」の伴走支援を行った。子どもの居場所（拠点）を6カ所整備し、次年度の継続性の確保及び研究者の客観的評価を経て、団地再生への道筋を整理した。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	429/800字
①常設の暮らしと住まいの相談センターを運営。情報提供・相談・セミナー、相談者の生活設計を実施 ②住まい環境整備モデル事業の選定を受け、多摩ニュータウンにて団地内の空き店舗を活用した多世代交流拠点2カ所を整備・運営 ③多世代交流拠点内の複数の出店事業者に対し、助成や事業計画作成等の業務サポート等の支援 ④豊島区にて空き店舗と空き家を活用し、交流拠点とセーフティネット住宅を整備・運営。東京都安心居住パッケージ事業の採択を受け、住宅要配慮者の相談から住まい確保及び地域資源をマネジメントする生活支援業務を遂行 ⑤株式会社（不動産関係、まちづくり関係）に対して多世代交流拠点事業の公募申請書の支援及び実施の伴走支援（団地、過疎地） ⑥各地域にて地域ニーズ調査から課題抽出を行い、株式会社（まちづくり関係）と連携して課題解決のコミュニティの拠点整備を伴走（10カ所程度） ⑦多摩市より、中間支援法人組織として採択を受け、次世代担い手発掘の伴走支援(3年間継続)	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5団体	326/200字
(2)実行団体のイメージ	①福祉系事業所（小規模多機能型／訪問介護／就労支援B型など） ・地域の中で高齢者や障がい者支援を展開し、空き店舗や団地内での小規模拠点運営に実績あり ②団地・地域密着型のNPOや一般社団法人 ・団地やニュータウンでの見守り・居場所・子育て支援などをすでに実施し、高齢化や空き家課題への問題意識が高い ③コミュニティカフェ・食堂・配食支援団体 ・地域食堂や配食を運営しており、相談・見守り機能も自然と担っている ④多文化共生・移民支援団体 ・外国籍住民の多い団地や地域で相談支援や母語対応の居場所を運営中 ⑤地元企業や建設会社系の一般社団法人（まちづくり志向） ・空き家再生・団地再生プロジェクトに関心があり、社会課題と事業性の両立に意欲あり	
(3)1実行団体当り助成金額	920万円/年×3年＝2,760万円/実行団体	23/200字
(4)案件発掘の工夫	①当協会の関係者、当協会の団地再生事業で関わりの持った団体に情報提供、紹介依頼 ②SNS等で広報 ③地域の福祉、まちづくり関連団体への情報提供、紹介依頼 ④JANPIA事業にて繋がりを持った資金分配団体に情報提供、紹介依頼	115/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・実施体制・・・内部4名（内、JANPIA事業経験者3名）、外部2名（内、JANPIA事業内で一部事業を委託した経験者2名） ・PO体制：事業統括（事業マネジメント、実行団体の伴走支援） 1名 ※兼務：JANPIA事業：他事業（7：3） PO主担（公募、実行団体の伴走支援、評価）1名 ※兼務：JANPIA事業：他事業（5：5） ・管理体制：全体補佐（実行団体の業務支援、事務全般、ガバナンス・コンプライアンス）1名 ※兼務：JANPIA事業：他事業（7：3） ：経理主担（資金管理・実行団体資金伴走支援、経理） 1名 ・評価体制・・・東京大学 教授1名、東京家政学院大学 准教授 1名					311/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	2	名	新規採用人数 (予定も含む)		名	
			既存PO人数	2	名	予定あり(詳細は右記のとおり) ・JANPIA業務：他事業業務＝7：3（1名） ・JANPIA業務：本部運営業務＝5：5（1名）
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	利益相反防止に関する規程、公益通報者保護に関する規程、コンプライアンス規程を整備、運営している。 及び、法人運営に関する書類、規定類等は情報公開規程においてHPにて公開している。					89/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/10/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	団地再編×多世代共創～ 多重構造 & 共助型ビジネスモデルプロジェクト～	
	団体名	一般社団法人コミュニティネットワーク協会	

	助成金
事業費	162,209,340
実行団体への助成	138,000,000
管理的経費	24,209,340
プログラムオフィサー関連経費	27,449,700
評価関連経費	10,350,000
資金分配団体用	3,600,000
実行団体用	6,750,000
合計	200,009,040

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	11,127,287	52,916,240	52,916,240	45,249,573	162,209,340
実行団体への助成	7,666,667	46,000,000	46,000,000	38,333,333	138,000,000
－					
管理的経費	3,460,620	6,916,240	6,916,240	6,916,240	24,209,340

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,587,100	7,954,200	7,954,200	7,954,200	27,449,700
プログラム・オフィサー人件費等	2,492,100	4,984,200	4,984,200	4,984,200	17,444,700
その他経費	1,095,000	2,970,000	2,970,000	2,970,000	10,005,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	3,450,000	3,450,000	3,450,000	10,350,000
資金分配団体用	0	1,200,000	1,200,000	1,200,000	3,600,000
実行団体用	0	2,250,000	2,250,000	2,250,000	6,750,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	14,714,387	64,320,440	64,320,440	56,653,773	200,009,040

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			一般社団法人 コミュニティネットワーク協会	
郵便番号			410-2518	
都道府県			静岡県	
市区町村			伊豆市姫之湯	
番地等			564番地 4	
電話番号			03-6256-0570	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://conet.or.jp/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/MatsugayaCP/	
			https://www.instagram.com/matsugayacp/	
設立年月日			1999/04/01	
法人格取得年月日			1999/04/01	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	アツミ キョウコ
	氏名	渥美 京子
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	4
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	17
常勤職員・従業員数 [人]	8
有給 [人]	8
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	9
有給 [人]	9
無給 [人]	
事務局体制の備考	事務局総数6名内休眠事業担当名6（常勤6名）：PO4名 ④資金管理・資金伴走 2名

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員数 [団体数]	
団体会員数 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	58
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	17
個人その他会員 [人]	41

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	目的：コミュニティビジネスの持続化 助成先：個人事業主含む小規模事業者 助成対象：活動場所の家賃 助成総額 600,000円（～2024年12月） 実績：1社

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	団地再編×多世代共創～多重構造&共助型ビジネスモデルプロジェクト～
団体名:	一般社団法人コミュニティネットワーク協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第14条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第15条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第14条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第15条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第19条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第19条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第22条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない			
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第24条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第24条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第34条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第35条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第34条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第35条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第33条	
(6)決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	定款	第37条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第38条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第37条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第25条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第26条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第4条、別表	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第5条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメントの防止に関する規定	第4、5、6、7条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止に関する規定	第3条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規定	第3条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規定	第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第9条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第11条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規定	第4条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規定	第6条、7条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第6条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第10条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第21条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第9条、11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第22条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第17条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章